

# 「過疎地域自立促進特別措置法施行令等の 一部を改正する政令」の概要

※ 平成22年3月26日閣議決定、3月31日公布予定

## 1 過疎地域から除外する基準（第1条関係）

新たに過疎地域となる市町村について、公営競技の収益が20億円（現行13億円）を超える市町村を過疎地域から除外する。

（注）上記除外要件に該当する市町村はゼロである。

## 2 過疎債の対象施設の具体的内容（第6条関係）

### ① 太陽光、バイオマスその他の自然エネルギーを利用するための施設の具体的定義

次に掲げるもので公用又は公共用に供するもの（公営企業に係るものを除く）

- ・ 太陽光を電気に変換するための施設又は設備
- ・ 風力を発電に利用するための施設又は設備
- ・ 水力を発電に利用するための施設又は設備
- ・ 地熱を冷暖房等の用途に利用するための施設又は設備
- ・ 太陽熱を冷暖房等の用途に利用するための施設又は設備
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱以外）を冷暖房等の用途に利用するための施設又は設備
- ・ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を冷暖房等の用途に利用するための施設又は設備
- ・ バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

### ② 市町村立の幼稚園を追加

### ③ 小中学校の学校給食施設・設備について学校の統合要件を撤廃

（注）法律の小中学校施設整備の統合要件の撤廃と並びの改正

## 3 国有財産の無償貸付の特例の適用期限の延長（改正令第2条関係）

小中学校施設についての国の普通財産の無償貸付の適用期限を6年間延長するもの

## 4 施行期日

平成22年4月1日（ただし、各省組織令の改正規定は公布の日）